

令和5年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和5年10月13日（金）午後6時00分～午後7時30分

場 所：国分寺市役所 書庫棟会議室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長） （識見を有する者）
小堺 幸恵（副会長）（市内の地域活動支援センターの代表者）
阿部 陽一郎 （市内の障害者団体の代表者）
松本 晴久 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
藤田 典男 （障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
下村 裕子 （特別支援学校の教員）
天野 徹 （民生委員の代表者）
大谷 祐人 （市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
増田 径子 （識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（玉井）
福祉部 障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
福祉部 障害者福祉課計画係長（伊藤）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（小林）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課計画係員（吉岡）

【当日欠席】

教育部 学校教育担当課長（關）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画, 国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理, 評価等に関する事(諮問第2号)について
 - 2) 「第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)」, 「第7期国分寺市障害福祉計画」, 「第3期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関する事(諮問第1号)について
- 3 報告事項
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

【資料1】 答申書

【資料2】 第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)等(案)に係る意見(概要)

【資料3】 第4次国分寺市障害者計画実施計画(後期)等(案)

◆当日配布

- ・ 席次表
- ・ 国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター第13号
- ・ ぶんじハロウインのチラシ

【開会】

大塚会長： 皆さん、こんばんは。令和5年度の第4回国分寺市障害者施策推進協議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。まず、会議成立の確認及び配布資料等の確認、これについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、開会に当たりまして、会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。本日、松本委員がまだお見えになっておりませんが、現時点で8名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料は、令和5年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会次第、資料1「答申書」、資料2「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等（案）に係る意見（概要）」、資料3「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等（案）」です。それから、本日机上に配付させていただいた資料が席次表、国分寺市障害者地域自立支援協議会ニュースレター第13号、ぶんじハロウインのチラシとなります。

また、参考資料として、現行計画の冊子を机上配布しております。なお、計画の冊子は、本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。お配りした資料は以上でございます。全てお手元でございますでしょうか。

では続きまして、協議会の進行上の注意点等につきまして説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開しており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきますのでご了承ください。ご発言の際には挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、初めにお名前を言っていただいてからご発言をしていただきますようお願いいたします。

施策協議会も、本日で第4回ということでございます。新しい計画に向けても、皆様からのご意見を参考にさせていただきながら、再度、事務局で案を作成いたしまして、本日提出させていただいてございます。様々なご意見を頂戴しまして、来年度からの3年間前向きに取り組めるような内容について最大限入れた形で作成してございます。ぜひ、そのような内容ということで本日ご確認いただけますと幸いです。

また、細かい点ではございますけれども、事務局より資料説明などに少し長くお時間を頂戴することがございます。ただ、一旦説明については最後までお聞きいただきまして、その後の協議の時間にご意見を頂戴したいと思います。円滑な進行にぜひご協力を賜りたく存じます。以上です。

大塚会長： それでは、次第に沿って進めたいと思います。次第においては、2の審議事項です。審議事項の(1)「国分寺市障害者計画，国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理，評価等に関すること（諮問第2号）について」，これについて，事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項の(1)について，事務局より説明させていただきます。前回の施策推進協議会で答申案をお示しさせていただきました。修正したものが，本日お配りしております資料1の答申書になっております。前回の施策推進協議会で頂いた意見と，それを踏まえた修正点をご報告させていただきます。

まずは，資料1の答申書の3ページになります。3番の「障害者計画実施計画基本目標別実績評価について」の(1)「基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり」のところで，こちらの文章の9行目から「一方で，相談支援体制については，計画（障害児）相談支援を希望するすべての人が利用できるようにすることが課題となっており」という部分につきまして，相談支援を希望するすべての人が利用できるようにするためにどのような取組を行うのか具体的に明示すべきというご意見を頂戴いたしました。こちらの部分につきましては，その後の11行目のところで「引き続き障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所の現状把握や相談支援専門員の負担軽減に取り組むとともに，障害福祉サービス等事業者及び相談支援事業所と連携して，相談支援体制の構築を進められたい」と修正させていただきました。

続きまして，6ページになります。4「障害福祉計画等成果目標別実績評価について」の(1)成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の部分で，重度障害のある方の生活の場の問題で，市としてはこういう取組で頑張っているのだと，前向きに，こういうところについてはやれるというところを答申に追記したらいかかというご意見を頂戴いたしました。この部分につきまして反映を検討いたしましたが，その部分を追記することでその部分が特筆して詳細な記載となってしまうため，答申書全体の他とのバランスを考慮し，原文のままとさせていただきます。

同じ部分で，重度心身障害者が安心して暮らせる体制づくりは何をもって安心なのかが分からないので，重度障害のある方の生活の場の充実に向けて取り組むという文言を盛り込んだらいかかというご意見を踏まえまして，こちら5行目「また，重度障害のある方の生活の場の充実に向けた検討を障害福祉サービス等事業者及び障害者団体等と連携して進められたい」というところを反映いたしました。

続きまして，8ページ(7)成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の本文のところで，障害福祉サービス等事業者に対する指導検査は指導監査なのではないかというご指摘を頂いたところ

でございます。この部分を確認いたしましたところ、市の例規上も「指導検査」という文言が用いられていることを確認したため、原文のままとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、計画の進行管理、評価に係る答申書につきまして、前回の施策推進協議会で頂きました意見を踏まえ修正したところについて、ご説明させていただきました。今回お示した内容にて答申を頂ければ幸いです。事務局からの報告は以上となります。

大塚会長： ありがとうございます。答申書案ではありますけど最終的な確認というところですが、もしこの答申書についてご意見、ご質問等ということがございましたらお願いいたします。大谷委員、どうぞ。

大谷委員： この語尾の「たい」について、「〇〇たい」とか「取り組まれたい」とか、これは希望文なのですか。

事務局： この協議会からの回答という文言の締めとなります。

大谷委員： 答申書なのですね。答申書というのは、具体的に答えることなのですか。

事務局： こういった文言で過去の答申書も締められておりますし、こういったものになります。

大谷委員： 「〇〇たい」というのは希望的な、何々したいとか、欲求的な文章と僕は理解していたのだけど、こういう希望的な文章も申し上げるのが答申書なのでございましょうか。

大塚会長： 事務局お願いします。

事務局： 確かに「〇〇したい」とか、「あそこに行きたい」ということで、我々もふだん使っている言葉ではございます。しかし、答申書としては、このようにしてはいかがでしょうかということの表現として「〇〇されたい」という記載を使用しています。

大塚会長： よろしいでしょうか。私たちから答申ということで、こういうことではいかがでしょうかと提案的なお答えということで、行政文書としてはこうなっているということでご理解いただきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それではありがとうございます。これについて、今日は修正等がないので、大体これで答申していくということでご了解いただいたということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

大谷委員： 修正することは全くないと言いましたが、今日は何のために集まったのですか。確認にこれだけの人数が必要なのですか。

大塚会長： 必要です。これでいきましょうということで。

大谷委員： 意見は特に意味がないのですか。

大塚委員： 意味がないということではなくて、確認するというに意味があるので、

最終的な答申書をまとめるに当たって、これでいきましょうということを今皆さんに確認していただきました。皆さんにご了承頂いたということです。

大谷委員： 本来、協議会というのは協議をするのではないですか。

大塚会長： 協議をしてきた結果としてここに至ったので、答申書を確認したということでお願います。

それではよろしいですか。確認しました。

続きまして、審議事項（２）に移りたいと思います。「『第４次国分寺市障害者計画実施計画（後期）』及び『第７期国分寺市障害福祉計画』、『第３期国分寺市障害児福祉計画』の策定に関すること（諮問第１号）について」、これに関して、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項の２につきまして、事務局よりご説明させていただきます。まず、資料２、Ａ４横の資料「意見の概要」につきましては、前回第３回の施策推進協議会でいただいた委員の皆様からの意見を掲載するとともに、その後、前回の施策推進協議会でお示した資料案につきまして、地域自立支援協議会の委員の皆様へも同じ資料をお示しさせていただきました。地域自立支援協議会の委員の皆様から頂いた意見も資料２に掲載しております。施策推進協議会と地域自立支援協議会の委員よりそれぞれ頂いた意見を踏まえて、計画案を修正させていただきました。資料３の計画案に沿って、前回からの修正部分について、この後ご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料３を御覧ください。資料３の１０ページ。こちら、１番は国分寺市の障害のある人を取り巻く現状の項目となるのですが、こちらの（４）「日常生活圏域の考え方」を追記させていただきました。こちらにつきましては、主に介護保険法に基づく考え方となるのですが、市の関連計画である地域福祉計画や高齢福祉計画との整合のため反映させていただいております。市における福祉サービス等、整備の基盤の考え方の１つとなっているものでございます。

続きまして、１１ページ。「基本目標１」の１０行目になりますが、「基幹相談支援センターを中心に相談支援専門員の現状把握や」の書き込みを、「基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所の現状把握や」に変えてほしいというご意見を頂きました。こちらはご意見のとおり修正させていただいております。この文言を使用している部分につきましては、ほかのページ、例えば２８ページにもございまして、同じように文言整合を図っております。

続きまして、１６ページ。「●情報アクセシビリティ」の２つ目の括弧の、【障害者団体等へのヒアリング結果より】の共有する仕組みとは、誰と誰がどんな情報を共有することが足りないかということをお前の施策推進協議会で頂きまして、こちらはご意見のとおり、文言が不足しておりました。こちらにつ

いては、自立支援協議会の精神保健福祉部会より出された意見でございまして、そちらの議事録の内容を確認し、「情報を必要とする人が、必要な情報にたどり着きやすくする仕組みづくりの要望が挙がっています」といった内容に修正させていただいております。

続きまして、23 ページ。「基本目標4」の4行目「すべての市民が障害について一層の理解を深めるよう、障害理解を促進していきます」の部分について、前回こちらの施策推進審議会で文章としておかしいのではないかというご意見を頂きました。ご意見を踏まえ、「すべての市民が互いに尊重し合い、ともに生活する地域共生社会の実現を目指し、障害や障害のある人について正しい理解の促進を図ります」という内容に修正いたしました。

続きまして、28 ページ。②「指定特定相談支援事業の体制整備」の令和8年度の目標値、相談支援事業所数 13 事業所、相談支援専門員数 34 人では、障害福祉計画にある相談支援体制の充実、強化は実現できないと感じる。必要な人が相談支援事業をちゃんと利用できるようにしていただきたいというご意見を頂きました。こちらにつきましては、意見を踏まえ再考いたしまして、令和8年度の目標値を相談支援事業所数 14 事業所、相談支援専門員数を 35 人に上方修正させていただいております。

続きまして、29 ページ。ページの真ん中下②「基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修」のところですが、こちら「地域移行」「障害と介護の連携」を「地域移行・地域定着」と「高齢福祉と障害福祉の連携」に変更してほしいというご意見を頂きました。ご意見を踏まえ、文言を整理した上で反映させていただいているところでございます。

続きまして、31 ページとなります。②「事業者向け研修」。「障害福祉に関わる地域の支援者」を「市内の福祉関係者及び教育関係機関等地域の支援者」に変更してほしいとのご意見がございました。こちらにつきましても、ご意見を踏まえて文言を整理した上で反映させていただいております。

続きまして、41 ページ。②「障害者就労施設等からの優先調達の推進」のところですが、こちら、優先調達のある課の数値目標が令和4年度実績の 35 から令和8年度目標値も 35 になっているのは全ての課が優先調達を行っているからか。もし、全ての課でなければ、1つでよいので数値目標を上げるべきではないかというご意見を頂きまして、こちらのご意見につきましては、現状、市役所の全ての課が優先調達を行ってはおりません。したがって、ご意見を踏まえ再考し、令和8年度目標値の「優先調達の実績がある課」を 36 に上方修正いたしました。

続きまして、47 ページ。ページの下半分です。②「障害者差別解消の推進」。障害者差別解消の協議会について、今度の3年間では検討するが設置はしない

と書いてあるが、ぜひやってほしいというご意見がございました。こちらにつきましては、ご指摘のとおり、令和8年度には障害者差別解消支援地域協議会の設置を目指しますので、「障害者差別解消支援地域協議会の設置」といたしました。

続きまして、57ページとなります。(1)「施設入所者の地域生活への移行」で、こちらの下半分のところの「利用実績と市の目標値設定の考え方」。下の黒枠の真ん中の二重丸のところになりますが、「令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数70人の6%以上に当たる5人がグループホームを利用する等により地域生活へ移行することを目指します。」としておりましたが、地域移行の働きかけや推進するに当たり、その冒頭に「施設入所者の地域生活への移行に関する具体的なニーズの把握を行い」を加えております。

続きまして、60ページから61ページになります。(3)「地域生活の充実」の部分となります。61ページの成果目標の指標。「強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備」につきまして、施設入所者の地域移行にも大きく関わると思いますので、支援体制の整備をお願いしますとのご意見を頂戴しております。こちらについては、新規で設けられた指標となっております。検討を踏まえ、強度行動障害の方の支援体制を充実させるためには、ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であると考えました。強度行動障害の方の実情や求める支援サービス等に関する調査やヒアリングを実施し、支援体制を検討する必要があることから、61ページの成果目標につきましては、強度行動障害者の支援ニーズを把握し、支援体制整備に向けた「検討」という形にしております。

続きまして、66ページから67ページとなります。こちらは(5)「障害児支援の提供体制の整備等」の部分になります。66ページの下「利用実績と市の目標値設定の考え方」のところ、上から5番目の二重丸の部分、「児童発達支援センターを活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します」といたしました。こちらも新規に設けられた指標となりまして、67ページの成果目標について、「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築」という形にさせていただきます。

続きまして、68ページ。(6)「相談支援体制の充実・強化等」の部分でございます。こちらは、相談支援を受けている人、それから受けたくても受けられない人の数を明記した上で、それを解消するにはどうしたらいいのかということ盛り込む必要があるというご意見を頂きました。こちらにつきましては、ご意見を踏まえ、68ページの(6)相談支援体制の充実・強化等の下2行目に「また、障害福祉サービス等事業者及び相談支援事業所と連携して、計画（障

害児)相談支援を希望するすべての人が利用できるように体制を構築します」という部分を加えました。

また、69 ページの成果目標に、「計画(障害児)相談支援を希望するすべての人が利用できる体制を構築」というものを設定するとともに、目標数値を「体制構築」といたしました。69 ページの成果目標の1番上の指標名称についてですが、「基幹相談支援センターが相談支援体制の強化を図る体制の強化」を「関係機関等との連携を通し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る」に変更してほしい。また、目標数値につきましても「拡充」から「継続」に変えてほしいとのご意見を頂戴しております。こちらはご意見を踏まえ、成果目標指標を「関係機関等との連携を通じた、基幹相談支援センターによる地域相談支援体制の強化」に修正し、目標を「継続」とさせていただいております。

続きまして、73 ページの(3)「居住系サービス」の部分です。こちらは4件ほどご意見を頂戴しております。まず1つ目が、入所施設からの地域移行の数値が少なく、どのような働きかけをするのか。どのように地域移行を推進するのかが見えてこない。市内社会福祉法人のグループホームに施設入所者を入れることを市が法人に提案するなどの積極的な働きかけを計画の一部に盛り込んでくださいというご意見ほか3件、具体的な地域移行への道筋であったり、重度の人が地域で生活できる場の充実の反映についてのご意見を頂いております。頂いたご意見を踏まえ、73 ページの(3)居住系サービスの「見込量確保のため方策」の2つ目のところに、「指導検査、第三者評価、東京都及び市が実施する研修・説明会を通じて、市内事業所の支援力向上を促進することで、強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームの開設に繋げていきます。また、開設に向けた協議を市内の法人及び障害者団体等で連携して進めていきます」と修正させていただいております。

ページが飛びまして、81 ページから 82 ページのところを説明させていただきます。81 ページの一番下の「イ 基幹相談支援センター」の部分になります。こちらは、もともと「障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人が地域で自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制のために、相談支援事業者等に対する研修を実施します」といった文言でしたが、こちらを「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある市民やその家族、また、支援機関からの相談に応じます。ライフサイクルに沿った切れ目のない支援を目指すほか、障害のある方の権利を守り、緊急を緊急にしない具体的な取組を各機関と話し合い、地域のネットワークを構築し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます」と変更してほしいというご意見を頂戴いた

しました。こちらはご意見を踏まえて、文言を整理した上で反映させていただいているところでございます。

見込量について説明をさせていただきます。まず、75 ページをお願いいたします。75 ページは障害福祉サービスの見込量と実績となっております。今回、令和5年度の実績見込みを前回の資料から追記しております。これまでの傾向を踏まえまして、多くのサービスで前年度よりも実績が増える見込んでおります。

続いて、76 ページをお願いいたします。こちらは、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスの見込量となっております。近年、横ばい傾向にあるサービスは今後の見込みも数字を据え置いておりますが、増加傾向にあるサービスは、障害のある方の増加や高齢化、障害の重度化等を踏まえまして、引き続き増加していくものと見込んでおります。共同生活援助については、国の指針に基づき、新たに重度障害者の利用者数を追記いたしました。その定義は国から示されておりませんので、本市では客観的に数字を算出できるようにするため、障害支援区分6以上の利用者として定義いたしました。先ほどご説明させていただいた73 ページの方策に取り組み、年2人ずつ利用者が増えていくように取り組んでまいります。

続いて、計画相談支援については、先ほどもご説明させていただきましたが、希望する全ての方が利用できるような体制を、今後3年間で構築するために必要な見込量を見込んでおります。具体的には、現在セルフプランとなっている方の多くが計画相談支援の利用を望まれていると考え、その人数に今後3年間のサービスの利用増による計画相談の利用増を足し合わせた全ての方の人数の方が、新たに計画相談を利用できるような見込量を見込んでおります。つまり、この見込量が達成されれば、希望する全ての方が計画相談支援を利用できると想定しております。

続きまして、79 ページをお願いいたします。「障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策」について、ご説明させていただきます。今回の変更点は、令和5年度の実績見込みとその下の令和6年度から令和8年度までの見込量を追記しております。児童発達支援及び放課後等デイサービスは、障害への理解の進展や事業所の新規開設等により利用者が増え続けており、今後も増加が続くと見込んでおります。障害児相談支援については、先ほどもご説明させていただいた計画相談支援と同様に、今後3年間で希望する全ての方が障害児相談支援を利用できる見込量を見込んでおります。

続きまして、地域生活支援事業について、ご説明いたします。84 ページ、85 ページになります。84 ページは、令和5年度の実績見込みの数値でございます。これまでの実績の推移を踏まえまして、7期の6年度から8年度までの数値に

ついて見込んでいるのが 85 ページでございます。1 点漏れているところがありまして、追記をお願いしたいと思えます。85 ページの表の真ん中のところなのですけれども、「必須事業」と書いてあるところの斜め下に、①から⑥で「介護・訓練支援用具」などから「居宅生活動作補助用具」とあるのですけれども、こちら「日常生活用具給付等事業」という文言が抜けておりました。大変失礼いたしました。

地域生活支援事業も横ばいの推移のものはそのような形で見込んでおりまして、増加傾向のものは増加傾向で見込んでいますが、コロナ以降実績が戻らない事業がございます、その状況を踏まえて、前回の計画よりも数字としては低いものの、実績の推移をもとに見込んだものです。具体的には、「手話通訳者等派遣事業」のほうはコロナ以降大幅に大きくは戻らないというところがありまして、徐々に戻っていくことを見込み、これらの数字としております。

同じく、「任意事業」の「日中一時支援事業」。こちらコロナ以降利用が戻らないという状況を踏まえた数字を入れています。

増えているところとしましては、この日常生活用具のところ、特にストーマの支給のほうが増えているという傾向があり、⑤「排泄管理支援用具」のところは増加傾向を踏まえて数字を入れています。

また、日中一時支援事業とは対照的に、「移動支援事業」のほうはコロナ以降徐々にコロナの前の状態に戻りつつあるところを踏まえまして、数字を入れています。地域生活支援事業の見込量について、以上でございます。

計画案の説明は以上となるのですが、最後に 1 点だけ。令和元年末から発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、現在の計画期間に人々の日常生活に深刻な影響を与え、また、障害福祉の現場にも大きな影響が及びました。現在、活動が再開されたもの、一方でコロナ前に戻りきっていない事業もあるのが実態でございます。現在分かり得る最新の状況は加味した次期計画案の目標や見込値設定等はしているところですが、現在、市の関連計画である地域福祉計画や高齢福祉計画の策定作業も進められておりまして、それら関連計画との整合を踏まえ、世界規模の感染症が現実になり得て、それを経験した今だからこそ、経験を生かし有事に備えることの必要性といった要素を、計画策定の背景としてこの先計画に加える可能性があることを最後にご報告させていただきたいと思えます。

すみません。85 ページをもう一度御覧ください。もう少し追記していただかなければいけないところがあります。この表の①から③ですとか内訳があるもののタイトルといいますか、それが全部抜けていて申し訳ございません。上から説明いたします。まず、4 行目①「障害者相談支援事業」から③「住宅入居等支援事業」まで入っているもの、こちらが「相談支援事業」の事業のメ

ニューとなっています。その下に行っていただいて、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」から「手話通訳者設置事業」までの①から④までの部分が、「意思疎通支援事業」になります。①から⑥は、先ほどお伝えした「日常生活用具等給付事業」でございます。下のほうに行っていただいて、「移動支援事業」の下の空白のところ。ここが、「地域活動支援センター事業」でございます。大変申し訳ありません。失礼いたしました。

大塚会長： よろしいですか。追記はもうないですか。ありがとうございました。障害者計画及び障害福祉計画についてのご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。天野委員、どうぞ。

天野委員： いろいろ意見を言ったことを上手に取り入れていただいてありがとうございます。ただ、1点だけもうちょっと追加をお願いしたいところがあるので検討いただきたいと思うのですが、23 ページの「基本目標4」のところ。具体的な中身を、こういう理解を促進するのだということを入れていただいていいと思うのですが、入れていただいてちょっと気づいたのですが、障害とか障害のある人について理解を促進する、これはもう非常に重要なことであることは言うまでもないのですが、併せて、社会の中にある障害というものの認識というものをもっと一般の人に持ってもらう必要があるかなという気がちょっとしているのです。私も含めて、一般の人は障害のある方と接する機会というのはそもそもそんなに多くない。多くないからこそ理解の促進を深めなければいけない。これはもうそのとおりだと思うのですが、仮に接したとしても、もちろん専門家でもないのに、何ができるのかというのは非常に難しく、我々はいつも何ができるだろうかと考えているところでもあるのです。だから、そのままおいていいというわけではなくて、例えば社会の中にある障害。これは物理的障害だけではなくて、心理的、精神的な障害もあるし、あるいは制度的、慣習的というような障害もあると思うのですが、そういうことに関して我々もっとできることがあるかもしれないと思うわけです。

そういう意味で、そういうできることもあるよということを一般の人たちに理解してもらうことが大切なのではないかと思うのです。それを入れてもらえれば、その下にユニバーサルデザインとか、それから地域住民と連携しながらこういうまちづくりをすとか、そういう話が生きてくるのではないかと思いますので、ここの理解促進の後に、例えば「及び社会の中にある障害についての認識の向上」とか、そのような言葉を1つ入れてもらえればいいかなと思います。

大塚会長： ありがとうございます。検討課題ということで承っておくということでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

阿部委員： 基本的には相談支援を希望する全ての方が利用できるような体制づくりということでおまとめいただいて、これは本当に大きな第一歩だなということだよかったと思っております。ただ、28 ページのところですが、相談支援だけはなぜか事業所数と相談支援専門員の数が目標になっていて、そのすぐ下の子どもの発達相談のところは相談件数ですよ。その下の教育相談も、相談件数なのです。だから、同じ流れで考えたら相談支援のところも、やはり相談件数が何件あるから何件にできるようにしましょうとすべきであると思います。もっとも、今回は数値目標の中に大分増やす形で数字を出していただいたので、それで代用はできるかなということで理解させていただきます。ただ、次の計画では、そこはやはり実数でやっていかないと本当の意味ではうまくいかないのではないかと思います。3年たつとみんなメンバーも変わってしまうから、引継がれるかどうか分かりませんが、ちょっとそこは気になっているところですよ。

この文言が入ったことが第一歩になる大きな意味があると思っていますが、問題はどうかやってそれを実現していくかということだと思っております。これは今までも何度も言いましたけれども、国の給付費が不足している中で非常に難しい問題だと僕は理解しています。今やっている中で市を中心にやろうとすると、地域活動支援センターを増やすとか、いろいろあるかもしれない。これは計画そのものからちょっと外れるかもしれませんが、計画だけで実際の筋道のイメージがなければあまり意味がないと思いますので、これは部長ないし課長から、こんなことで実現していきたいのだというお考えがあったら伺いたいたかなと思っています。

1つこの中で思ったのは、81 ページの相談支援事業のところ、基幹相談支援センターで「障害のある市民やその家族の相談に応じます」とあります。今も基幹相談支援センターは全く個人向けの相談をしていないわけではないと思いますけれども、極めて件数が少ない中で、どちらかという相談支援事業所の支援のような形になっています。それも1つ重要な仕事だとは思いますが、私からしてみると基幹相談支援センターはあれだけ力がある人の常勤職員が多くいながら直接的な相談支援ができないかなと思っているのですが、これはそういう意味なのでしょうかね。そこも踏まえて、どういう形で具体的に相談支援を希望する人を全員が利用できるようになる道筋を立てていってほしいのか、その辺のお考えを伺いたいたかなと思っています。

大塚会長： ありがとうございます。ただいまの阿部委員からのご質問について、事務局からご回答があればお願いします。

事務局： 計画相談支援体制の取組については、今現在でも様々取り組んでおまして、相談支援専門員の負担をいかに減らしていくかということで計画様式を簡略化

したりですとか、様々な手続きをできる限り簡略できるような取組を行って、負担が減った分ほかの方の相談を受けられるようにするような取組を行ったりですとか、相談支援事業所のほうでもなかなか計画相談支援事業は採算が取れないというような現状がございますので、どのようにしたら基本報酬に加えて加算報酬も取れるようになるかというような取組をこれまで行ってきたところですが、ただ、今現在の取組だけでは限界があるということは、市としても相談支援事業所や基幹相談支援センターにおいても共有はしているところですので、今、阿部委員がおっしゃったようにさらなる取組を行っていくことは必ず必要になると思っております。

地域自立支援協議会でも御意見をいただいております、市と相談支援事業所で、相談支援事業の今後の供給と事業の見込みの情報を共有したりですとか、相談支援事業所の今後の方針等も確認したりしつつ、今後さらなる取組でどういったことをやっていけばいいのかということについて、他市の事例等も参考にしながらさらなる取組を検討していきたいと思っております。

また、来年4月には3年に一度の報酬改定もございますので、その報酬改定の中で相談支援事業所の採算が改善されるような改定があるのかどうかということも注視しながら検討してまいりたいと思っております。

もう1点。基幹相談支援センターに関しては、現在、基幹相談支援センターでは計画相談は行っていないわけなのですが、他市の基幹相談支援センターでは計画相談も行っているような事業所も確かにございます。しかし、計画相談を基幹相談支援センターが担ってしまうと、どうしても計画相談に引っ張られてしまってやはりそこがどうしても多忙になってしまうので、本来の基幹相談支援センターとしての役割を果たせなくなってしまうというような他市の事例もあり、これまで基幹相談支援センターのほうではあえて計画相談をやってこなかったという経緯がございます。ただ、今こういった状況ではございますので、頂いたご意見については受け止めさせていただきたいと思っております。具体的の中身のところは、今、申し上げたとおりで、今年度中からも取組を進められるものについては整理をしてございますので、主に自立支援協議会を中心に、後は基幹相談支援センターや各事業所の皆様にもご協力を仰ぎながら進めていけるところは今年度からやっていきたいと思っております。

ただ、やはり制度上の課題というものはありますので、報酬改定の状況も見極めた上で、もしかしたらそれでもやはりうまく進められないという可能性もあるだろうということを念頭には置いてございます。ほかの自治体、後は都道府県等も含めて、その場合にどんな形でやっているのか、やろうとしているのかという情報を、現在できるところと合わせて少し広域的な情報を集めまして、国分寺でどこまでやれるかということはあるかもしれませんが、この3年間

できることを、できなければ次につながるようなことというのを進めていきたいとは考えてございます。

非常に抽象的になってしまって申し訳ないのですが、一応今できることと、これから先を見据えた上での情報収集と検討ということで、合わせてご了解いただけますと幸いです。以上です。

大塚会長： よろしいですか。

阿部委員： ありがとうございます。なかなかこれはすぐに答えられる話ではないというのは分かっていますけれども、今までの延長線上でやってもなかなかうまくいかないと思いますし、加算をとって経営を安定させるというのは1つの手ではあるのですが、一方で受けられない人がたくさんいる中で加算だけやっても、相談支援に結びつかない人がすぐに減るわけではない。だから、やはりここはもう少し直接的な対応が必要かなと思っています。

それで、もう1つ聞きたいのは、これだけセルフプランの人が増えてしまったのは、主に児童のほうで、端的に言うをつくしんぼが新規の相談受入れをストップしていることが原因。つくしんぼは、確か3人の相談支援専門員の予算を取ってありながら、2人しか確保できなくてそれでストップしているという状況があるのだと思いますけれども、その後何か進展はあったのでしょうか。

事務局： 今のご質問ですが、相談支援専門員が現在2人でそのとおりなのですが、今、民間委託の方向で動いていまして、それが本来来年4月からの予定だったのですが1年間遅らせまして、令和7年4月から民間委託をしようと考えています。その理由といたしましては、やはり相談支援専門員の資格を取るために、1年はかからないのですが大体7月ぐらいに研修の申し込みがあって、そこから研修がはじまり修了証をもらえるのが年度末となりますので、まず事業者のほうの選定を7月になる前にさせていただいて、その事業者が人を集める時間を取るために1年間時期を遅らせたということになります。相談支援専門員の数については、これから予算の時期になりますので、そこで今以上に人が増やせるような予算を取りたいなとは考えているところです。

阿部委員： 今3人分の予算を取ってあるのですよね。

事務局： 取っています。

阿部委員： でも、実際には2人しかいないということですか。

事務局： 1名入ってきているのですが、今は相談支援専門員の仕事はできていません。

阿部委員： なぜですか。

事務局： 民間委託するということで、これ以上、増やしたところで次のところに引き継ぐことができないので、ストップさせていただいています。

阿部委員： 子どものセルフプランがものすごく増えてしまったのは、つくしんぼがス

トップしているのが一番大きな原因ですよね。さらに民間委託が1年延びたとおっしゃる。その間つくしんぼのストップがずっと続いていたら、今より状況がもっと悪化していくのではないですか。民間委託を進めるのはいいけれども、1年以上まだ日があるのであって、人を確保できたのであれば、当然一刻も早く新規相談のストップを止めるべきではないですか。

事務局： そのこのところは、やはり民間委託のところがありますので、ちょっと今のところではスタートできないところが。

阿部委員： おっしゃっている意味が分かりません。民間委託は1年延びたわけですよ。

事務局： 職員の事情もあるので、そのこのところは今お答えすることはできません。

事務局： 子ども家庭部の課題としてこちらとしても受け止めておりますし、このご意見は前から頂いております。福祉部からもきちんと子ども家庭部のほうには今回受け止めたご意見は伝えますし、やはり市民の方に影響が非常に出ていているというところは、部を越えて連携する部分ではあります。なので、民間委託の問題と市民を待たせる問題はまたちょっと違うだろうと思っているのですが、現実に関今、稼働していないところは伝えますので、一旦、この個別の協議についてはここまでとさせていただければと思います。

阿部委員： 施策推進協議会で話すこととはちょっと違っていると思いますけれども、私はこういう発言にはすごく怒りを感じます。だって、何でもともこういう事態が起きているのかといたら、つくしんぼが稼働できなくなっているからですよ。それで、何とか人を見つけたのであれば、民間委託する前に少しでも回復しようという気がないのですか。何でそういうことになってしまうのか、僕は全く理解ができません。

大塚会長： 分かりました。計画のほうも含めて、もちろん関係はしていることではあるのですけれども、ここで回答は困難だということ。

阿部委員： ここでなくても結構ですけれども、ちゃんと答えてくださいね。

事務局： きちんと受け止めて回答するように伝えますので、ここについてはここまでということをお願いいたします。

大塚会長： それでは、ほかに委員でご質問等はいかがでしょうか。この計画について、お願いいたします。松本委員。

松本委員： 先ほどコロナで戻っていないという話がありましたけど、そこは例えばイベントみたいなものができなくなって少なくなっているだとか、そういう背景をちょっと教えてもらえればありがたいなど。

事務局： 地域生活事業のことでよろしいですか。

松本委員： 手話通訳のところと、日中一時支援のところ、ここが何か増えていないかという話なので、それは何か理由があるのですよね。

事務局： 利用するそれぞれの状況があるので、これというはっきりとしたところが分

からないところはあるのですけれども、少し聞いたところでは、コロナを挟んで医療機関にかかるタイミングが、今まで月2回だったものが1回になって受診するようになった方もいらっしゃるという話は伺っております。手話通訳のところがなぜ戻らないのかというところは、大きくはイベントのところがあるのでそこは徐々に戻っていくと思うのですけれども、個々の利用に関してのところはちょっとそこまでが分からなくてというところではあります。

松本委員： この日中一時支援というのは、まさに病院とかそこら辺の関係なのですか。

事務局： 手話通訳派遣のところ、主に通院の派遣が多いので、そこは通院の頻度が減っているところの影響は多少あるようだというところは聞いているところです。日中一時支援というのは、介護者の疾病等の理由で、一時的に日中の時間に障害をお持ちの方をお預かりするという事業ですので通院ということとは直接関わらないものなのですけれども、そこもかなり減っている状況はございます。

松本委員： 表面に出てこないのが減っているだけで、実際は何か困っているようなことがあるのかどうかというのはちょっと気になるところです。

事務局： 理由を把握するため事業者等に聞いてみたのですけれども、未就学児の利用が減るか増えるかで大きく数字が変動する点と就学児以降の方々だと、移動支援を選ばれる方がいらっしゃるということも聞いています。今までなかなか外に出られなかった方が、日中一時でというよりは余暇に時間を、移動支援を利用しておられるという方が増えているのかもしれないなと思っています。決め手となる部分の説明ができず申し訳ありません。

松本委員： 分かりました。

大塚会長： よろしいですか。それでは、計画について、頂いたご意見ということで事務局が修正できるところはということも含めて、大きな変更はないと思いますので、会長預かりということでよろしいでしょうか。

天野委員： お任せします。

大塚会長： それでは、続きまして、報告事項です。報告事項は、「国分寺市障害者地域自立支援協議会のニューズレターについて」と「ぶんじハロウィンについて」。お願いいたします。

事務局： ニューズレターについてと、ぶんじハロウィンについて、合わせてご報告させていただきます。

まずはじめに「ぶんじハロウィン」と書いてあります茶色のチラシを御覧いただければと思います。10月22日(日)に、ぶんじハロウィンが国分寺駅周辺で開催されます。こちらは、地域自立支援協議会の就労支援部会の取組の一環として、障害者就労支援センターが協力団体として関わっておりますのでご案内させていただきます。就労支援部会や就労支援センター運営委員会では、

障害がある方の実習先の開拓に取り組んでおり、特に身近な地域での実習の実施を目指しております。しかし、地元の商工会や商店街に唐突にお願いしてもお互いにハードルが高いのが実情です。そこで、まずは地元のイベントに、就労支援センターと障害のある方が運営側として参加し、地域の方々と顔が見える関係を構築し、障害への理解促進を図ることで地域での実習先の開拓に取り組んでいくこととしました。障害のある方のことを知っていただければ、実習を受け入れる側も受け入れやすくなるのではないかと考えています。ぜひ、お時間をございましたら、お立ち寄りいただきますよう、よろしくお願いたします。それと、もう1点、地域自立支援協議会で年2回発行しておりますニュースレターも配布させていただいておりますので、後ほどお読みいただくと幸いです。以上です。

大塚会長： ありがとうございます。それでは、報告事項の次は次回開催スケジュールということで、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 今後の本協議会の開催予定について、ご案内させていただきます。次回協議会は、令和6年2月9日（金）、午後6時30分頃からリオンホールでの開催を予定しております。なお、障害者計画実施計画（後期）等の今後の策定スケジュールについてですが、このたび、自立支援協議会委員にも計画（案）へのご意見を頂いていることから、10月20日（金）の自立支援協議会においても、本協議会同様、計画（案）への反映状況を報告します。その後、10月及び12月の厚生文教委員会での議会報告を経て、12月中旬よりパブリック・コメントによる意見聴取を予定しております。パブリック・コメント開始のタイミングに合わせて、市民説明会も行う予定でございます。2月の本協議会では、パブリック・コメントで寄せられた意見等についても報告できる見込みとなっております。事務局からは以上です。

大塚会長： どうもありがとうございました。これで、令和5年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

—了—